憲法・安保法制を考える学習会

一〇月三〇日（水）一八時三〇分より、南部労政会館（東京都品川区大崎）において、陸・海・空・港湾労組二〇団体主催の憲法・安保法制を考える学習会の第二弾として、五一名の参加者で「新聞記者から見た安倍政権」と題し学習会が開催された。全国港湾からは、単組・京浜三港を中心に一七名が参加した。

この学習会は、安倍政権が「憲法改正を必ずやり遂げる」と明言するなど、情勢はきわめて緊迫しているといえ、改めて、安倍政権の下で何が起きているのか、報道関係者の目から見た実態を学び、現在の状況への理解を深めるために開催された。

開催に先立ち主催者挨拶にたった全国港湾玉田書記長は、映画「新聞記者」を引き合いに、隠ぺい工作に対し、批判の目を持つことが重要であるなどと述べた。

その後、新聞労連委員長・MIC議長である南彰（みなみ・あきら）氏が講演を行い、政治部記者の自己紹介を交え、日本の政治の流れを解説し、森友・家計問題は、正しくない情報を発した国会運営であり、そもそも憲法を論じる資格がない。事実に基づかない虚偽の答弁は、国の大きな基本方針を変えていく事につながる。

強弁がまかり通るのが現政権であり、記者会見では指名権を使って後回しや質問数の制限、妨害「ここは質問に答える場ではない」など、報道の分断と選別が行われ、記者の質問を受け国民に発していく機会が無くなっている。SNSなどで情報をコントロールしているのが現政権である。

こうした「メディア環境の大きな変化」や一強化する権力と対峙するために何とかしたいと考えているなどと述べ、参加者からの質問と意見交換を行った。

閉会では、報道の自由がおびやかされているなどの挨拶があり、現政権の実態と、現状の理解を深められた学習会となった。

リレー随筆 ～プロレスとスポーツ～

教宣委員の應和（おうわ）です。いつの間にかすっかり寒くなってしまいましたが、先月に引き続きスポーツの秋、ということでスポーツについて書いていこうと思います。

スポーツと言えば、世間ではラグビーワールドカップが大盛り上がりを見せました。それまでラグビーをあまり観たことの無かった私も、日本代表の快進撃や、パワー・スピードに溢れるラグビーのスポーツとしての迫力・魅力に感化され、可能な限りはテレビ観戦しておりました。しかし今回の記事はラグビーについてではなく、同様に屈強な身体をぶつけ合うスポーツについて、そう、プロレスについての記事です。

詳しい人はこの表現に違和感を持つかもしれません。「プロレスはスポーツなのか?」という、昔から語りつくされた話題があります。台本通りに進む、所謂「やらせ」の格闘技である、とかいう話題です。

確かにそういった一面はあるかもしれません。見栄えを重視して相手の技をあえて受けたり、レフェリーが見ていない間に反則行為を行ったり。ルールに則り全力で勝利を目指すのがスポーツ、というのであればプロレスはそれとは少し違う場合もあります。

しかし一度プロレスの試合を観てみれば、ラグビーと同様、その魅力がわかると思います。見栄えを重視しているからこその大迫力の試合、プロレスラーの際立ったキャラクター、時々笑いのある展開…他のスポーツにはない魅力がそこにはあります。

私もその魅力に取り入られた人間の一人です。友人に誘われて興味本位で観に行ったが最後、すぐにハマり、今では一人でも試合を観に行くようになってしまいました。

私がよく観に行くのは「WRESTLE-1」という、多くの方がご存じであろう、プロレスラーの武藤敬司氏が立ち上げた比較的新興のプロレス団体の試合です。新日等のメジャーな団体とは規模が違いますが、その分試合を近くで観ることができたり、選手を早く覚えることができたりと、初心者にはぴったりだと思います。プロレスには興味がないと思っている人こそ、物は試し、一度試合を観に行ってみてはいかがでしょうか。

次回は、藤木委員の担当です。よろしくお願いします！

こくみん共済
全国労働者共済生活協同組合連合会 coop

港湾産別協定⑤ ～第三章・第七条～

第三章・第七条は「職域・業域及び就労」に関する協定になります。この内容は、産別協定、並びに産別労使関係を明確にした「肝」の部分に当たるといっても過言ではない重要な部分になります。

したがって、第七条は、本文と第一項から第五項の規定で構成されていますが、今回は、協定の中身に入る前に、協定に至る経過を紹介することで、その重要性について触れていくことにします。

第三章　雇用・職域
第七条　職域・業域及び就労

港湾を通過するすべての貨物の荷役作業及びこれに前後した関連作業は、すべて港湾運送事業者の業域ならびに港湾労働者の職域とする。

この規定は、一九七九年に合意した「5・30協定」を基本にしています。この協定が、その後の「事前協議制度」「港湾労働者年金制度」へと進化していくという意味で、産別協定の「肝」と強調しました。

「5・30」という呼称は、「知っている」、「聞いたことがある」という方が多くいらっしゃると思います。その協定の前文は次の通りです。

日港協と全国港湾は「輸送体制ならびに荷役手段等の形態変化に伴う港湾合理化に関し、事前協議制度を確立し、港湾労働者の雇用の確保とわせて、港湾における秩序ある労使関係を図るために」、下記の通り協定する。

この「下記の通り」という内容として、「港湾を通過するすべての…」という冒頭に紹介した産別協定の「職域」規定を設け、これを担保する措置として、事前協議制度、港湾労働者年金制度の確立の合意へと続きます。

このように書き進めていくと、「5・30協定」が、港湾労使関係、産別課題と密接に結びつく重要な規定であることに気が付かれると思います。

「職域」も「雇用」も労使の責任で確保するという決意が込められている点にも注目してください。

実は、この協定に到達するまでに、船社と政府が一体になった「合理化」との厳しく長いたたかいの歴史がありました。この運動を紹介して、産別協定の「重さ」と今も「ひかり輝いている」ことを理解いただければと思います。

それは、一九六七年にコンテナ船が北米西岸とハワイの間で就航し、翌六八年に日本郵船のコンテナ船「箱根丸」が東京港・神戸港に入港したことを契機にたたかいが始まります。神戸港において、船社の都合で港運事業者を選定し、ターミナルの使用方法、船社がふ頭業務に進出することまで押し付けてきたことに反対して、神港労連（日港労連加盟）が、職場を守ることに限らず、「事前協議制度」を要求して、ストライキでたたかったのです。

たたかいは運輸省（現在の国土交通省）をも追いつめ、バースは船社が借り受けるが、運営は港運事業者がやるとの運輸省の裁定（若狭裁定）を取り付けます。そして、船社が港湾運営会社を設立しようとしたことを阻止して、船社の作業体制の申請に対して、港運労使が就労について協議し確認するとのルールを確立します。

このたたかいが、「日曜日・祝日ぐらい休日に」という要求と運動に発展し、5・30協定へと進化して、この産別協定第七条を確立することになります。

紙面の都合で、今回の解説はここまでとしますが、先輩たちのたたかいを想像しながら、この協定を読んでください。

「港湾を通過する貨物はすべて労働者の職域だ！」を本稿のまとめにして、次回は、5・30協定と産別協定第七条に触れつつ、再び5・30協定の今日的意義について書き進めていくことにします。（次回も、5・30協定、第七条「職域・業域及び就労」の解説です）